

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	企業局	整理番号	2
処分の種類	指定給水装置工事事業者の指定の停止			
根拠法令条例等・条項	県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要領			
処分の概要	法第25条の11第1項(指定の取消し)各号に該当する場合において、特段の事情がある場合は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要領第9条 法第25条の11各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に料しやくすべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することがある。</p>			
基準の制定根拠	水道法第25条の11			